

# 香川県報



号外 2

平成 16 年

3月26日(金曜日)

（印は、県法規集掲載事項） ページ

## 規 則

### 目 次

● 行政手続の見直しに伴う政策部関係規則の整備等に関する規則 （政策課、人権・同和政策課）	一
● 香川県庁地下駐車場利用規則 （総務学事課）	三
● 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （職員課）	四
● 行政手続の見直しに伴う環境森林部関係規則の整備等に関する規則 （環境・水政策課、みどり整備課、廃棄物対策課）	五
● 香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則（健康福祉総務課）	七
● 社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （ ）	八
● 香川県保育士試験規則及び香川県立保育専門学院学則の一部を改正する規則 （子育て支援課）	八
● 香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 （障害福祉課）	一一
● 香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則 （医務国保課）	二八
● 香川県看護教員修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則 （ ）	二九
● 香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則 （産業政策課）	三〇
<b>公安委員会規則</b>	
● 警察職員の服務の宣誓に関する様式を定める規則の一部を改正する規則	
● 香川県金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	

## 規 則

### 人事委員会規則

- 人事記録に関する規則の一部を改正する規則 三一
- 職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則 三一
- 職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則 三五

### 警察本部告示

- 香川県警察証紙収納事務取扱規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

行政手続の見直しに伴う政策部関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。  
平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第十二号

行政手続の見直しに伴う政策部関係規則の整備等に関する規則

（単独県費補助条例施行規則の一部改正）

第一条 単独県費補助条例施行規則（昭和三十一年香川県規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県単独県費補助条例施行規則

第一条第一項中「単独県費補助条例」を「香川県単独県費補助条例」に改める。

第二条中「知事が適当と認める」を「規則で定める」に改める。

第三条中「条例第二条に規定する事業（以下「補助事業」という。）」を「補助事業」に改める。

第五条の見出しを「（補助事業の採択の申請）」に改め、同条第一項中「事業採択申請書」を「補助事業採択申請書」に改める。

第六条の見出しを「（補助金の交付の申請）」に改める。

第七条第一項中「補助金交付の指令」を「補助金の交付の決定」に改め、同条第二項中「補助金交付の指令」を「補助金の交付の決定」に、「工事」を「当該工事」に改め、同条第三項中「指令前工事着手承認申請書」を「補助金交付決定前工事着手承認

申請書」に改める。

第八条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「事業変更(中止・廃止)承認申請書」を「補助事業変更(中止・廃止)承認申請書」に改める。

第十三条第二項中「事業線越承認申請書」を「補助事業線越承認申請書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、その提出の期限を経過した後であっても、当該申請書を提出することができる。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。  
(補助金の概算払)

第十三条 知事は、既に工事に着手した補助事業で必要と認めるものについては、事業者に対し、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の概算払を請求しようとする者は、請求書を知事に提出しなければならない。  
第十四条の次に次の一条を加える。

(記名押印の代替措置)

第十五条 条例第十条の規定により申請書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて知事が別に定めるものをとらなければならない。

別表かんがい排水、農道、ほ場の項中「、ほ場」を「又はほ場」に改め、同表橋りよの項中「橋りよう」を「橋梁」に改め、同表河川、水門の項中「、水門」を「又は水門」に改め、同表海岸、水防の項中「、水防」を「又は水防」に改め、同表林道の項中「林道」の下に「又は治山」を加え、同表治山の項を削り、同表牧道、牧野の項中「、牧野」を「又は牧野」に改める。

第一号様式中「単独費補助条例」を「香川県単独費補助条例」に改める。

第三号様式中「事業採択通知」を「補助事業の採択の通知」に改める。

第四号様式中「補助金交付の指令」を「補助金の交付の決定」に改める。

第四号様式の二中「指令前工事着手承認申請書」を「補助金交付決定前工事着手承認申請書」と、「事業採択通知」を「補助事業の採択の通知」と、「補助金交付の指令前」を「補助金の交付の決定前」と、「指令前工事着手の」を「補助金の交付の決定前に工事に着手する」に改める。

第五号様式中「( ) 費補助事業変更(中止・廃止)承認申請書」を「( ) 費補助事業変更(中止・廃止)承認申請書」と、「補助金交付の指令」を「補助金の交付の決定」と、「変更(中止・廃止)したい」を「変更(中止・廃止)したい」に改める。

第六号様式中「補助金交付の指令」を「補助金の交付の決定」に改める。

第八号様式中「事業線越承認申請書」を「補助事業線越承認申請書」と、「補助金交付の指令」を「補助金の交付の決定」に改める。

(香川県部落差別事象の発生防止に関する条例施行規則の一部改正)  
第二条 香川県部落差別事象の発生防止に関する条例施行規則(平成八年香川県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「より公告して」を「登載して」に改める。

第四号様式から第六号様式までに備考として次のように加える。

備考 氏名の記載を印鑑による場合は、筆印を捺印することとする。

(香川県補助金等交付規則の一部改正)

第三条 香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を第二十六条とし、第二十三条の次に次の二条を加える。

(電磁的記録による作成)

第二十四条 この規則又はこの規則の施行のための規程の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年香川県条例第一号)第三条の規定の適用を受ける場合を除き、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 前項の規定により申請書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印又は署名

については、記名押印又は署名に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて知事が別に定めるものをとらなければならない。

(電磁的方法による提出)

第二十五条 この規則又はこの規則の施行のための規程の規定による申請書の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条の規定の適用を受ける場合を除き電磁的方法(情報通信の技術を利用する方法であつて知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(単独県費補助条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正前の単独県費補助条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

香川県庁地下駐車場利用規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第十三号

香川県庁地下駐車場利用規則

(趣旨等)

第一条 この規則は、香川県庁地下駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 駐車場の利用については、この規則に定めるもののほか、庁舎管理規則(昭和四十六年香川県規則第二十三号)の定めるところによる。

(利用時間)

第二条 駐車場を利用することができる時間は、午前八時から午後六時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、駐車場を利用することができる時間を変更することができる。

(利用することができない日)

第三条 駐車場を利用することができない日は、香川県の休日定める条例(平成元年香川県条例第一号)第一条第一項各号に掲げる日とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、駐車場を利用することができない日を変更し、又は駐車場を利用することができない日を設けることができる。

(駐車させることのできる自動車)

第四条 駐車場に駐車させることのできる自動車は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三条に規定する普通自動車で、車体(積載物又は取付物を含む。)の大きさが長さ五・五メートル以下、幅二メートル以下、高さ二メートル以下のものとする。

(使用料)

第五条 香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)別表第一 第一表 使用料の部 一 行政財産の目的外使用の使用料香川県庁地下駐車場の項に規定する規則で定める額及び駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別表のとおりとする。

(利用の制限)

第六条 知事は、駐車場を利用しようとする者が駐車させようとする第四条の自動車(以下「自動車」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場を利用することを拒むことができる。

一 発火性又は引火性を有する物品その他の危険物を積載しているとき。

二 駐車場の施設をき損し、又は汚損するおそれのあるとき。

三 その他駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(行為の禁止)

第七条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の自動車の駐車又は通行を妨げること。

二 駐車場の施設又は他の自動車をき損し、又は汚損すること。

- 三 指定された場所以外の場所に自動車を乗り入れ、又は駐車させること。
- 四 風紀若しくは秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる行為
- 五 その他駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあると認められる行為  
(利用者に対する指示等)

第八条 知事は、駐車場の管理のため必要があると認めるときは、駐車場を利用する者に対し、駐車場の管理上必要な指示をすることができる。

2 駐車場を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、駐車場からの退去その他駐車場の管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 この規則の規定に違反したとき。
- 二 前項の規定による指示に従わなかったとき。

(損害賠償)

第九条 駐車場内において、天災地変又は不可抗力、自動車相互の接触又は衝突、盗難等県の責めに帰することができない理由により生じた損害については、県は、その責任を負わない。

2 駐車場の施設を損傷した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。  
(香川県公有財産規則の適用除外)

第十条 駐車場の利用については、香川県公有財産規則(昭和三十九年香川県規則第三十七号)第二十四条の規定は、適用しない。

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、駐車場の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

別表(第五条関係)

一 使用料

種 類	単 位	使用料の額
一回数券により利用する場合の使用料	一 台につき一時間を超える三十分までごと	百三十円

百三十円券(十一枚)	千三百円
二百六十円券(十一枚)	二千六百円
七千八百円券	六千五百円
一万三千円券	一万五百円

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年香川県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二を第二条の四とし、第二条の次に次の二条を加える。  
(公務上の災害の範囲)

第二条の二 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)別表第一に掲げる疾病とする。

(通勤による災害の範囲)

第二条の三 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

- 一 通勤による負傷に起因する疾病
- 二 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

第十七条第一項中「の福祉事業」を「に規定する被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業」に改め、同条第二項中「の福祉事業」を「に規定する公務上の災害を防止するために必要な事業」に改める。

第十八条中「福祉事業」を「条例第十七条第一項に規定する被災職員及びその遺族の福祉に關して必要な事業並びに同条第二項に規定する公務上の災害を防止するために必要な事業」に、「について知事と」を「を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、知事に」に改める。

第十九条第一項中「の福祉事業」を「に規定する事業」に改め、同条第二項中「を受理した」を「の提出があつた」に改める。

第二十五条第一項中「手続き」を「手続」に改め、同条第三項中「の福祉事業」を「に規定する事業」に改める。

附則第六項第二号中「(昭和四十二年自治省令第二十七号)」を削る。

第十二号様式別記注意事項9中「とぎ」を「鑑込において」に、「10万円」を「20万円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二号様式の改正規定は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年香川県条例第十六号)の施行の日から施行する。

行政手続の見直しに伴う環境森林部関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十五号

行政手続の見直しに伴う環境森林部関係規則の整備等に関する規則

(森林病虫害等防除法施行細則の一部改正)

第一条 森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十五年香川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「(別記様式)」を「別記様式(第1条関係)」に、「含む」を「含む。」に、「又は伐採本等の本数若しくは」を「若しくは伐採本等の本数又は」に、「樹令」を「樹齡」に、「使用延べ人数」を「使用延べ人数」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 不動産の鑑定評価に関する法律施行細則(昭和四十年香川県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「副本」を「写し」に改める。

(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第二条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年香川県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条」を「第三十九条」に改める。

第四十条を削る。

第一号様式(表面)、第二号様式から第五号様式まで、第七号様式及び第八号様式中

「行為の場所」

	地目	
--	----	--

を「行為の場所」

--	--	--

に改める。

第十一号様式中「損失を受けた場所」

	地目	
--	----	--

を「損失を受けた場所」

--	--	--

に改める。

第十二号様式及び第十三号様式中「行為の場所」

--	--	--

を「行為の場所」

--	--	--

に改める。

(香川県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第四条 香川県立自然公園条例施行規則(平成三年香川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

「施設の位置」

	市郡・町・大字・字・地番(地先)	地	目
--	------------------	---	---

を

「施設の位置」に

改める。

第二号様式から第七号様式までの規定中「年 月 日 香川県指令第 号」を「年 月 日 第 号」に改める。

第八号様式から第十二号様式までの規定中

「行為の場所」を  

市郡・町・大字・字・地番 (地先)	
-------------------	--

「行為の場所」に

改める。

第十二号様式中

「行為の場所」を  

市郡・町・大字・字・地番 (地先)	指定湖沼又は指定湿原
-------------------	------------

「行為の場所」に

改める。

第十三号様式から第十七号様式までの規定中

「行為の場所」を  

市郡・町・大字・字・地番 (地先)
-------------------

「行為の場所」に

改める。

第十八号様式中

「行為の場所」を  

市郡・町・大字・字・地番 (地先)	指定区域
-------------------	------

「行為の場所」に

「行為の場所」に

改める。

第二十一号様式及び第二十二号様式中

「行為の場所」を  

市郡・町・大字・字・地番 (地先)	
-------------------	--

「行為の場所」に

改める。

(香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則の一部改正)

第五条 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則(平成十四年香川県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「同表の下欄に掲げる書類」及び「同表の上欄に掲げる書類」の下に「内容」を加える。

第二十条第一号及び第二号中「副本」を「写し」に改める。

第三号様式中「㊸」を削り、同様式備考を次のように改める。  
 備考 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第四号様式中「㊸」を削り、同様式備考を削る。

第九号様式中「㊸」を削り、同様式備考を次のように改める。  
 備考 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

第十号様式中「㊸」を削り、同様式備考を削る。  
 (みどり豊かであるおのいのある県土づくり条例施行規則の一部改正)

第六条 みどり豊かであるおのいのある県土づくり条例施行規則(平成十五年香川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「副本」を「写し」に改める。

附則

- この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 第一条及び第三条から第五条までの規定による改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十六号

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則

香川県社会福祉総合センター規則（平成九年香川県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「センターの施設のうち駐車場については、」を「駐車場については」に、「ふれあい交流ギャラリーについては、」を「福祉ライブラリーについては」に、「午後六時」を「午後七時（日曜日及び土曜日にあつては、午後五時）」に、「福祉ライブラリー、福祉用具展示場及び高齢者モデル住宅については、」を「福祉用具展示場については」に改める。

第三条第一項ただし書中「センターの施設のうち」及び「福祉用具展示場及び高齢者モデル住宅」を削る。

第四条第一項中「施設のうち」を削り、「第二楽屋又はふれあい交流ギャラリー」を「又は第二楽屋」に改める。

第七条中「（ふれあい交流ギャラリーにあつては、午後六時後）」を削る。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。  
（書面のファクシミリ装置による提出）

第十四条 この規則の規定により知事に提出すべき書面は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。  
2 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して書面が提出されたときは、知事が受信した時に、当該書面が知事に提出されたものとみなす。

3 知事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

別表第二号中「（ふれあい交流ギャラリーにあつては、午後六時後）」を削り、同号の表中「ふれあい交流ギャラリー 一 一時間当たり 六百六十円」を削る。

別表第五号の表中「一 展示用スポットライト 一 一台につき一日当たり 三十円」を削る。

第一号様式中「」

を削る。

附則

- この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 改正前の第一号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十七号

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成十五年香川県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県社会福祉法人の助成に関する条例施行規則  
第一条第一項中「社会福祉法人の助成に関する条例」を「香川県社会福祉法人の助成に関する条例」に改める。

第十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要と認めるときは、貸付金の貸付けの決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(一時償還)

第十三条 知事は、貸付事業者が社会福祉法第五十八条第二項の規定による措置に従わなかったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部について一時償還を請求することができる。

- 一 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
  - 二 貸付金を目的以外の事業に使用したとき。
  - 三 偽りその他不正な手段により貸付金の貸付けの決定又は貸付金の交付を受けたとき。
  - 四 貸付金の貸付けの決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
  - 五 貸付対象事業の施行方法が不相当と認められるとき。
- 第十五条を第十六条とする。

第十四条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の延滞金について準用する。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(貸付金の加算金)

第十四条 貸付事業者は、前条の規定による貸付金の一時償還の請求があったときは、当該一時償還の請求に係る貸付金の受領の日から償還の日までの日数に応じ、当該貸付金の額(その一部を償還した場合におけるその後の期間については、既に償還した額を控除した額)につき、年十・九五パーセントから当該貸付金の利率を控除した率の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年じゆんの日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の香川県社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の規定は、平成十六年度分以降の貸付金について適用し、平成十五年度分までの貸付金については、なお従前の例による。

香川県保育士試験規則及び香川県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十八号

香川県保育士試験規則及び香川県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

(香川県保育士試験規則の一部改正)

第一条 香川県保育士試験規則(昭和二十四年香川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「」に定める」を「。以下「省令」という。」に定める」に改める。

第二条中「香川県保育士試験受験申請書」を「省令第六条の十二に規定する申請書」に、「これを」を「当該提出の期日」に改める。

第三条を削る。

第四条中「児童福祉法施行規則」を「省令」に改め、「の試験科目免除申請欄」を削り、同条を第三条とする。

第五条中「第二号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(保育士試験合格証明書の交付)

第六条 保育士試験又はその科目の一部に合格した者は、第二号様式による保育士試験合格証明書交付申請書を知事に提出して、保育士試験合格証明書の交付を受けることができる。

第一号様式を削る。

第二号様式中「~~香~~」を「~~香~~」に改め、同様式を第一号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。



第2号様式 (第6条関係)

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

保育士試験合格証明書交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

保育士試験合格証明書の交付を受けたいので申請します。

合格した者	氏 名	(旧姓 )
	生 年 月 日	年 月 日
	保育士(保母)資格の有無	有 ( 年(頃)資格取得) ・ 無
合格した科目 (該当する番号を○で囲み、その合格した年を記入してください。)	1 社 会 福 祉	年
	2 児 童 福 祉	年
	3 発 達 心 理 学 及 び 精 神 保 健	年
	4 小 児 保 健	年
	5 小 児 栄 養	年
	6 保 育 原 理	年
	7 教 育 原 理 及 び 養 護 原 理	年
	8 保 育 実 習 理 論	年

注 合格した科目の欄は、保育士試験の科目の一部に合格した者のみ記載してください。

(香川県立保育専門学院学則の一部改正)

第二条 香川県立保育専門学院学則(昭和五十一年香川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(証明書の交付の申請)

第二十二条 卒業証明書、学業成績証明書、単位修得証明書その他の証明書の交付を受けようとする者は、証明書交付申請書(第五号様式)を院長に提出しなければならない。

第四号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式（第22条関係）

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

証明書交付申請書

年 月 日

香川県立保育専門学院長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

証明書の交付を受けたいので申請します。

証 明 を 受 け る 者	氏 名	(旧姓 )
	生年月日	年 月 日
	区 分	該当する番号を○で囲み、その詳細を記載してください。 1 在 学 生 ( 第 学年 ) 2 卒 業 生 ( 年 月卒業 ) 3 その他 ( )
交付を受けようとする証明書 ( 該当する番号を○で囲み、その交付枚数を記入してください。 )	1 卒 業 証 明 書	枚
	2 学 業 成 績 証 明 書	枚
	3 単 位 修 得 証 明 書	枚
	4 その他 ( )	枚

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十九号

香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年香川県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「加入を承認された場合において、」を削る。

第六条第一項及び第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「を受理し」を「があつた場合において」に改める。

第八条第一項第一号ウ及び第十条第一項第二号中「心身障害者」を「共済対象障害者」に改める。

第十条の二第一項中「次に掲げる書類を添えて知事」を「を知事」に改め、同項各号を削る。

第十二条第一項中「場合の届出は」を「届出は、それぞれ」に改め、同項各号を次のように改める。

一 条例第十七条第一項第一号、第二項又は第三項第一号の規定による届出 氏名住所変更届書（第十号様式）

二 条例第十七条第一項第二号又は第三項第二号の規定による届出 死亡届書（第十一号様式）

三 条例第十七条第一項第三号の規定による届出 年金管理者指定届書（第十二号様式）又は年金管理者変更届書（第十三号様式）

四 条例第十七条第三項第三号の規定による届出 年金支給停止事由発生（消滅）届書（第十四号様式）

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条、第4条の2関係）

加入等申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 氏名 ㊟

香川県心身障害者扶養共済制度の **加 入** をしたいので、香川県心身障害者扶養共済制度条例  
口数追加

第5条第1項  
第5条の2第1項 の規定により申し込みます。

申 込 者	(ふりがな) 氏 名	男 ・ 女	生 年 月 日	年 月 日
	住 所		心身障害者 との続柄	
	(ふりがな) 心 身 障 害 者 氏 名	男 ・ 女	生 年 月 日	年 月 日
口 数 の 追 加 に つ い て		追 加 す る ・ 追 加 し な い		
香川県心身障害者扶養共済制度 の加入状況		加入している（加入番号） ・ 加入していない		
他の共済制度の加 入者が引き続き加 入する場合	従前の地方 公共団体名	加 入 番 号	加 入 年 月 日	口数追加年月日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日

注1 記名押印に代えて署名することができます。

2 次の書類を添付してください。

(1) 新規加入の申込みの場合

- ア 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- イ 申込者告知書（第2号様式）
- ウ 加入申込者の扶養する心身障害者の障害の種類及び程度を証明する書類
- エ 特別掛金納付事由があるときは、特別掛金納付事由該当届書（第2号様式の2）

(2) 口数追加の申込みの場合

- ア 申込者告知書（第2号様式）

加入番号

特別掛金納付事由該当届書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所  
氏名

印

特別掛金納付事由に該当するので、香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により届け  
出ます。

<p>特別掛金納付 事由の区分</p> <p>〔該当する番号〕 を○で囲んで ください。</p>	<p>1 加入者が生活保護を受けていること。（生活保護世帯）</p> <p>2 加入者及びその世帯に属するすべての親族が前年度分の市町村民税を課せられず、又は免除されたこと。（市町村民税非課税世帯）</p> <p>3 加入者及びその世帯に属するすべての親族が前年度分の市町村民税の所得割を課せられなかつたこと。（市町村民税均等割世帯）</p> <p>4 加入者及びその世帯に属するすべての親族が前々年分（1月から3月までの間は、前々々年分）の所得税を課せられなかつたこと。（所得税非課税世帯）</p>
--	--

- 注1 加入番号の欄は、この届書を加入等申込書（第1号様式）に添付する場合は、記入しないでください。
- 2 記名押印に代えて署名することができます。
- 3 特別掛金納付事由に該当することを証明する書類を添付してください。

香川県報 平成十六年三月二十六日  
第二号様式の二及び第二号様式の三を次のように改める。

第2号様式の3 (第6条関係)

加入番号	
------	--

特別掛金納付事由消滅届書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所  
氏名

印

特別掛金納付事由が消滅したので、香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第6条第2項の規定により届け出ます。

消滅年月日	
-------	--

年 月 日

注 記名押印に代えて署名することができます。

(裏面)

- 1 この加入証書は、大切に保管してください。  
もし、この加入証書を破つたり、汚したり、又はなくしたりしたときは、新しい加入証書を交付しますので、申請してください。
- 2 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。  
もし、掛金を2月以上滞納しますと、加入者としての地位を失うこととなりますので、御承知ください。
- 3 加入者が死亡したり、又は著しい身体障害がある状態となつたりしたときは、その月から共済対象障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 4 加入者がこの制度加入の際提出した書類に不実の記載があつた場合又は加入者の死亡若しくは著しい身体障害が加入者若しくは共済対象障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともありますので、御承知ください。
- 5 加入期間が1年以上の加入者の扶養する共済対象障害者が死亡したときは、加入者(加入者が共済対象障害者と同時に死亡したときは、その加入者の遺族)に対して所定の弔慰金を支給します。
- 6 加入期間が5年以上の加入者がこの制度から脱退したときは、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。
- 7 加入者が65歳になつてから最初に到来する加入応当月に達し、かつ、20年以上継続して加入しているときは、その後の掛金が免除されます。
- 8 次の場合には、速やかに届け出てください。
  - (1) 加入者、共済対象障害者又は年金管理者の氏名又は住所に変更があつたとき。
  - (2) 加入期間が1年に満たない加入者の扶養する共済対象障害者又は年金管理者が死亡したとき。
  - (3) 年金管理者を指定したり、又は変更したりしたとき。
- 9 その他この制度について詳しくお知りになりたいときは、市の福祉事務所若しくは町役場又は香川県健康福祉部障害福祉課にお問い合わせください。



(裏面)

- 1 この証書は、加入証書と一緒に大切に保管してください。  
もし、この証書を破つたり、汚したり、又はなくしたりしたときは、新しい証書を交付しますので、申請してください。
- 2 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。  
もし、掛金を2月以上滞納しますと、口数追加加入者としての地位を失うこととなりますので、御承知ください。
- 3 口数追加加入者が死亡したり、又は著しい身体障害がある状態となつたりしたときは、その月から共済対象障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 4 口数追加加入者が口数の追加の際提出した書類に不実の記載があつた場合又は口数追加加入者の死亡若しくは著しい身体障害が口数追加加入者若しくは共済対象障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともありますので、御承知ください。
- 5 口数追加の期間が1年以上の口数追加加入者の扶養する共済対象障害者が死亡したときは、口数追加加入者（口数追加加入者が共済対象障害者と同時に死亡したときは、その口数追加加入者の遺族）に対して所定の弔慰金を支給します。
- 6 口数追加の期間が5年以上の口数追加加入者が口数を減少したときは、口数追加加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。
- 7 口数追加加入者が65歳になつてから最初に到来する口数追加の加入応当月に達し、かつ、口数追加を20年以上継続しているときは、その後の掛金が免除されます。
- 8 次の場合には、速やかに届け出てください。
  - (1) 加入者、共済対象障害者又は年金管理者の氏名又は住所に変更があつたとき。
  - (2) 加入期間が1年に満たない加入者の扶養する共済対象障害者又は年金管理者が死亡したとき。
  - (3) 年金管理者を指定したり、又は変更したりしたとき。
- 9 その他この制度について詳しくお知りになりたいときは、市の福祉事務所若しくは町役場又は香川県健康福祉部障害福祉課にお問い合わせください。

第三号様式の一(裏面)を次のように改める。

年金支給請求書

加入番号		口座追加の有無	有・無
共済対象障害者	氏名		
	住所		
年金管理者	氏名		
	住所		
加入者	氏名		
	死亡し、又は著しい身体障害がある状態となつた年月日	年 月 日 (死亡・著しい身体障害)	
口座振替の申出	有・無	金融機関名	
		預金種目	普通・当座
		口座番号	
		(ふりがな) 口座名義	
<p>香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第8条第1項の規定により年金の支給を請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">請求者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>			

注1 記名押印に代えて署名することができます。

2 次の書類を添付してください。

(1) 加入者の死亡に係る場合

ア 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、当該加入者の死亡が加入した日（口座追加加入者である場合は、口座追加の日）から二年以内のものであるときは、死亡証明書（第5号様式）又は死体検案書（第5号様式）

イ 加入者の消除された住民票の写し

ウ 共済対象障害者の住民票の写し

(2) 加入者の著しい身体障害に係る場合

ア 加入者の障害診断書（第6号様式）

イ 加入者の住民票の写し

ウ 共済対象障害者の住民票の写し

第四号様式を次のように改める。

第8号様式 (第9条関係)

第八号様式から第十五号様式までを次のように改める。

加入番号	※
年金証書番号	※

加入証書等再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 氏名 ㊟

香川県心身障害者扶養共済制度加入証書  
 香川県心身障害者扶養共済制度口数追加証書 を亡失し、又は損傷したので、香川県心身障害者扶  
 香川県心身障害者扶養共済制度年金証書

養共済制度条例施行規則第9条の規定により再交付を申請します。

加 入 者	氏 名	
	住 所	
共済対象障害者 (年金受給権者)	氏 名	
	住 所	
年 金 管 理 者	氏 名	
	住 所	
証書の交付を受けた年月	年 月	

- 注1 ※の欄は、記入しないでください。  
 2 記名押印に代えて署名することができます。

弔慰金支給請求書

加 入 番 号			加 入 年 月 日	年 月 日
口数追加の有無		有 ・ 無	口数追加年月日	年 月 日
共 済 対 象 障 害 者	氏 名		死 亡 年 月 日	年 月 日
	死亡の原因 となつた傷 病名			
口座振替の申出	有・無	金 融 機 関 名		
		預 金 種 目	普 通 ・ 当 座	
		口 座 番 号		
		(ふりがな) 口 座 名 義		
<p>香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第10条第1項の規定により弔慰金の支給を請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">請求者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>				

注1 記名押印に代えて署名することができます。

2 次の書類を添付してください。

- (1) 加入者の住民票の写し
- (2) 共済対象障害者の削除された住民票の写し



加入番号	
年金証書番号	

氏名住所変更届書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所  
氏名

印

加 入 者 氏名  
共済対象障害者（年金受給権者）の 住所  
年 金 管 理 者 氏名  
に変更があつたので、香川県心身障害者扶養共済制度条例

第17条第1項第1号

第17条第2項の規定により届け出ます。

第17条第3項第1号

	変 更 後	変 更 前
(ふりがな) 氏 名		
住 所		
変 更 年 月 日	年 月 日	

注 記名押印に代えて署名することができます。

第11号様式（第12条関係）

加入番号	
年金証書番号	

死亡届書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所  
氏名

印

共済対象障害者（年金受給権者）  
年金管理者 が死亡したので、香川県心身障害者扶養共済制度条例

第17条第1項第2号  
第17条第3項第2号 の規定により届け出ます。

死亡者氏名	
死亡年月日	年 月 日
死亡の原因となつた傷病名	

注 記名押印に代えて署名することができます。

加入番号

年金管理者指定届書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所  
氏名

㊞

年金管理者を指定したので、香川県心身障害者扶養共済制度条例第17条第1項第3号の規定により届け出ます。

年金 管 理 者	氏 名	
	住 所	
	共済対象障害 者との続柄	
共済対象障害者氏名		

私は、香川県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項に規定する年金管理者になることに同意し、誠意をもって共済対象障害者の年金を受領し、かつ、管理することを誓約します。

年 月 日

年金管理者 氏名

㊞

注 記名押印に代えて署名することができます。



第13号様式 (第12条関係)

加入番号

年金管理者変更届書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所  
氏名

印

年金管理者を変更したので、香川県心身障害者扶養共済制度条例第17条第1項第3号の規定により届け出ます。

年金 管 理 者		変 更 後	変 更 前
	(ふりがな) 氏 名		
	住 所		
	共済対象障害 者との続柄		
共済対象障害者氏名			
変 更 理 由			
変 更 年 月 日		年	月 日

私は、香川県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項に規定する年金管理者になることに同意し、誠意をもって共済対象障害者の年金を受領し、かつ、管理することを誓約します。

年 月 日

年金管理者 氏名

印

注 記名押印に代えて署名することができます。

年金証書番号

年金支給停止事由発生（消滅）届書

年金受給権者	氏名	
	住所	
支給停止事由の発生（消滅）年月日		年 月 日
支給停止事由  〔該当する番号〕 を○で囲んで ください。	発生の 場 合	1 年金受給権者の所在が1月以上不明である。 2 年金受給権者が懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けている。 3 年金受給権者が日本国内に住所を有しない。
	消滅の 場 合	1 年金受給権者の所在が明らかになった。 2 年金受給権者が懲役又は禁錮の刑の執行を終えた。 3 年金受給権者が日本国内に住所を有するようになった。
年金の支給停止事由が発生（消滅）したので、香川県心身障害者扶養共済制度条例第17条第3項第3号の規定により届け出ます。		
		年 月 日
香川県知事 殿		
		届出者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>

注 記名押印に代えて署名することができます。

第15号様式 (第12条関係)

年金証書番号

年金受給権者現況届書

年金受給権者	氏名		
	住所		
	現況	施設入所等の有無	年金管理者の有無
		1 有 (1) 施設入所 (種類 ) (2) 入院 (3) その他 ( )  2 無 (1) 養護学校 (2) 就 労 (3) その他 ( )	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 ( )  2 無

香川県心身障害者扶養共済制度条例第17条第4項の規定により届け出ます。

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 氏名

㊟

- 注1 記名押印に代えて署名することができます。  
 2 年金受給権者の住民票の写しを添付してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により提出し、又は交付されている書類は、改正後の香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の相当規定により提出し、又は交付されている書類とみなす。

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十号

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則

香川県立保健医療大学規則（平成十五年香川県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「別に」を「学長が」に改め、同条を第十三条とする。

第三条から第五条までを削り、第二条を第七条とし、同条の次に次の五条を加える。

（入学選考の手数料の納付）

第八条 入学選考の手数料は、入学を志願するときに納付しなければならない。

（入学金の納付）

第九条 入学金は、入学の手続を行うときに納付しなければならない。

（授業料の納付）

第十条 授業料は、前期（四月一日から九月三十日までをいう。以下同じ。）及び後期（十月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の二学期に区分して納付するものとし、それぞれの学期において納付する額は、年額の二分の一に相当する額とする。

2 前項の規定による授業料の納付は、前期にあつては四月三十日までに、後期にあつては十月三十一日までにしなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、後期に係る授業料は、当該学期の属する年度の前期に係る授業料を納付する際、併せてこれを納付することができる。

（授業料の減免）

第十一条 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により授業料の納付が困難であり、

かつ、学業成績が優秀であると認める者に対し、授業料を減免することができる。

2 学期の全日数にわたり休学又は留学をする者の当該学期に係る授業料は、免除する。

3 前二項に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料の分納及び納付の猶予）

第十二条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予することができる。

2 授業料の分納及び納付の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第一条の次に次の五条を加える。

（教授会）

第二条 大学に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が定める。

（事務局等）

第三条 大学に、事務局及び図書館を置く。

（分掌事務）

第四条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 公印の保管に関すること。
- 二 職員の身分、服務及び給与に関すること。
- 三 予算及び決算に関すること。
- 四 会計に関すること。
- 五 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 六 学内の取締りに関すること。
- 七 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 八 職員の福利厚生に関すること。
- 九 大学の諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 十 教授会に関すること。
- 十一 儀式に関すること。
- 十二 学生の入学、休学、退学、転学、復学、卒業、懲戒その他学生の身分に関すること。
- 十三 教育課程に関すること。

- 十四 授業科目の履修及び学業成績に関すること。
  - 十五 学籍簿の調製及び保管に関すること。
  - 十六 学生の保健衛生及び福利厚生に関すること。
  - 十七 学生相談に関すること。
  - 十八 学生の課外活動に関すること。
  - 十九 奨学生に関すること。
  - 二十 授業料の減免、分納及び納付の猶予に関すること。
  - 二十一 学生の就職に関すること。
  - 二十二 在学証明書、成績証明書、卒業証明書等の発行に関すること。
  - 二十三 その他図書館の所掌に属しない事務に関すること。
- 2 図書館の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 図書の収集及び保存に関すること。
  - 二 図書の閲覧及び貸出しに関すること。
  - 三 その他図書に関すること。
- (職員)
- 第五条 大学に、次の職員を置く。
- 一 学長
  - 二 教授
  - 三 助教授
  - 四 講師
  - 五 助手
  - 六 事務職員
  - 七 その他の職員
- 2 大学に、副学長、学生部長、図書館長、学科長及び教養部長を置き、それぞれ教授をもつて充てる。
- 3 事務局に、次の職員を置く。
- 一 事務局長
  - 二 事務局次長
  - 三 副主幹

- 四 主任主査
  - 五 係長
  - 六 主査
  - 七 その他の職員
- 4 図書館に、前項第三号から第七号までに掲げる職員を置く。
- (職務)
- 第六条 学長は、大学の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 副学長は、学長を補佐する。
  - 3 学生部長は、上司の命を受けて、学生の一般生活及び学習上の指導援助に関する事務を掌理する。
  - 4 図書館長は、上司の命を受けて、図書館に属する事務を掌理し、図書館に属する職員を指揮監督する。
  - 5 学科長は、上司の命を受けて、学科に関する事務を掌理し、学科に属する職員を監督する。
  - 6 教養部長は、上司の命を受けて、教養科目に関する事務を掌理する。
  - 7 事務局長は、上司の命を受けて、事務局に属する事務を掌理し、事務局に属する職員を指揮監督する。
  - 8 事務局次長は、事務局長を補佐する。
  - 9 副主幹、主任主査及び主査は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
  - 10 係長は、上司の命を受けて、事務を処理する。
  - 11 その他の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。
- 附 則
- この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 
- 香川県看護教員修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
- 平成十六年三月二十六日
- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 香川県規則第二十一号
- 香川県看護教員修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則

香川県看護教員修学資金貸付条例施行規則（平成八年香川県規則第二十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十二号

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則

香川県産業技術センター規則（平成十二年香川県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

「イイミニティ試験システム	一 時間当たり	二千二百円
「イミニティ試験システム	一 時間当たり	二百円
微小硬さ計	一 時間当たり	四百円
キセノンウェザーメーター	一 時間当たり	八百五十円
衝撃試験装置	一 時間当たり	九百五十円
三次元プリント装置	一 時間当たり	千六百八十円
耐電圧試験器	一 時間当たり	八十円
粒度分布測定装置	一 時間当たり	八百二十円
自記分光光度計（工業用）	一 時間当たり	二百五十円

改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

公安委員会規則

警察職員のサービスの宣誓に関する様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第三号

警察職員のサービスの宣誓に関する様式を定める規則の一部を改正する規則

警察職員のサービスの宣誓に関する様式を定める規則（昭和四十五年香川県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「宣誓に関する」を「宣誓書の」に改める。

本則中「規定に基づき、警察職員のサービスの宣誓に関する様式を」を「公安委員会規則で定める様式は、」に、「定める」を「とする」に改め、本則の様式を次のように改める。

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察の職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に職務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列四番とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第四号

香川県金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（香川県金属くず取扱業に関する条例施行規則の廃止）

第一条 香川県金属くず取扱業に関する条例施行規則（昭和三十一年香川県公安委員会規則第六号）は、廃止する。

（香川県警察組織規則の一部改正）

第二条 香川県警察組織規則（平成十二年香川県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

（香川県公安委員会文書規則の一部改正）

第三条 香川県公安委員会文書規則（平成十二年香川県公安委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号へ中「、受講申込書」を削り、同号ト中「、金属くず行商の証」を削り、同号ワ中「銃砲保管状況報告徴取通知書」を「銃砲保管状況報告徴収通知書」に改め、同号カ中「道路交通法違反通知書」を「道路交通法令違反通知書」に改める。

（香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正）

第四条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表七十七の項を次のように改める。

七十七	削除			
-----	----	--	--	--

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 人事委員会規則

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

### 香川県人事委員会規則第三号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和二十七年香川県人事委員会規則第五号）の一部を次のよう

に改正する。

第六条第三項中「29の項まで」の下に「、45の項（再任用の任期の満了、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年香川県条例第六十一号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第二条第一項又は第二項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。）」を加える。

第八条第一項中「人事記録」を「勤務記録カード」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、新任命権者からその職員の勤務記録カード以外の人事記録の写しの送付の請求があつたときは、当該人事記録の写しを送付するものとする。

別表3の項中「再任用任期更新」を「任期更新」に改め、「行う場合」の下に「、育児休業法第六条第三項の規定により任期の更新を行う場合又は一般職任期付職員条例第三条の規定により任期の更新を行う場合」を加え、同表13の項中「もつぱら」を「専ら」に、「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同表35の項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、同表37の項及び38の項中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表45の項中「任期の満了」の下に「、育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了、一般職任期付職員条例第二条第一項若しくは第二項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了」を加える。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

### 香川県人事委員会規則第四号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（昭和四十一年香川県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第七条」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

（登録申請書等）

第二条 条例第二条第一項の申請書は、職員団体登録申請書（第一号様式）によるものとする。

2 条例第二条第二項第一号に掲げる書類は、重要な行為の決定に関する証明書（第二号様式）によるものとする。

3 条例第二条第二項第二号に掲げる書類は、職員団体の組織に関する証明書（第三号様式）によるものとする。

（職員団体登録簿）

第三条 条例第三条の職員団体登録簿は、第四号様式によるものとする。

第四条中「申し出」を「申出」に、「別記第六号様式」を「第七号様式」に改め、同条に次の一項を加える。

2 人事委員会は、前項の申出を受理したときは、速やかに、その旨を当該職員団体に通知するものとする。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（規約等の変更又は解散の届出書等）

第四条 条例第五条第一項の届出書は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一 規約又は条例第二条第一項の申請書の記載事項の変更の届出 職員団体登録事項変更届出書（第五号様式）

二 解散の届出 職員団体解散届出書（第六号様式）

2 条例第五条第二項に規定する書類は、重要な行為の決定に関する証明書（第二号様式）によるものとする。

別記第一号様式中「別記第一号様式」を「第一号様式（第2条関係）」に改める。

別記第二号様式（別紙その一及び別紙その二を除く。）中「別記第二号様式」を「第二号様式（第2条、第4条関係）」と、「作成、」を「作成又は」に、「その他」を「そ

の旨にあらざる」に改め、同様式別紙その一中「別記第二号様式の別紙その1」を「別紙その1」に、「変更その他の」を「又は変更その他これらに準ずる」に改め、同様式別紙その二中「別記第二号様式の別紙その2」を「別紙その2」に改める。

別記第六号様式中「別記第六号様式」を「第6号様式（第5条関係）」に改め、同様式を第七号様式とする。

別記第五号様式中「別記第五号様式」を「第5号様式（第4条関係）」に改め、「ついで」を削り、「第4条」を「第5条」に改め、同様式（注）中「別記第二号様式」を「第2号様式」に、「同号様式別紙その1」を「同様式別紙その1」に改め、同様式を第六号様式とする。

別記第四号様式（別紙その一から別紙その四までを除く。）中「別記第四号様式」を「第4号様式（第4条関係）」と、「第4条」を「第5条」に改め、同様式別紙その一中「別記第四号様式の別紙その1」を「別紙その1」に改め、同様式別紙その1の（注）中「別記第二号様式」を「第2号様式」に、「同号様式別紙その2」を「同様式別紙その2」に改め、同様式別紙その二中「別記第四号様式の別紙その2」を「別紙その2」に改め、同様式別紙その三中「別記第四号様式の別紙その3」を「別紙その3」に改め、同様式別紙その四中「別記第四号様式の別紙その4」を「別紙その4」に改め、同様式別紙その四の（注）2中「替える」を「代える」に改め、同（注）3中「別記第二号様式」を「第2号様式」に、「同号様式別紙その1」を「同様式別紙その1」に改め、同様式を第五号様式とする。

別記第三号様式中「別記第三号様式」を「第3号様式（第2条関係）」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。



## 第4号様式 (第3条関係)

(表面)  
職 員 団 体 登 録 簿

登 録 番 号		登 録 年 月 日	年 月 日
名 称			
理 事 そ の 他 の 役 員	別添のとおり		
事 務 所	事 務 所 の 名 称	所 在 地	
構 成 団 体 の 名 称			
規 約	別添のとおり		
法 人 と な る 旨 の 申 出	年 月 日		
登 録 の 効 力 停 止 (期 間 及 び 理 由)			
登 録 の 取 消 し (年 月 日 及 び 理 由)			
解 散 の 年 月 日			
備 考			

(裏面)

変 更 事 項 登 録 年 月 日	変 更 事 項	届 出 年 月 日	発 生 年 月 日

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第五号

職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の前記の公益法人等への派遣等に関する規則（平成十四年香川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 財団法人かがわ健康福祉機構

別表第一中第十四号を削り、第十五号を第十二号とし、第十六号から第十九号までを二号ずつ繰り上げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 財団法人ダム技術センター

別表第一中第二十号を削り、第二十一号を第十八号とする。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

警察本部告示

●香川県警察本部告示第二号

香川県警察証紙収納事務取扱規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月二十六日

香川県警察本部長 岩瀬 充明

香川県警察証紙収納事務取扱規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

（香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部改正）

第一条 香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成十二年香川県警察本部告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項中11を削り、12を11とし、13を12とする。

第三条の表十二の項を削り、同表十三の項中「別表第十二」を「別表第十一」に改め、同項を同表十二の項とする。

（香川県警察文書公印規程の一部改正）

第二条 香川県警察文書公印規程（平成十二年香川県警察本部告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中二十二の項を削り、二十三の項を二十二の項とし、二十三の二の項を二十三の項とする。

附則

この規程は、平成十六年三月二十六日から施行する。

平成十六年三月二十六日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています